

答申第 61 号
平成 19 年 8 月 28 日

兵庫県知事 様

情報公開審査会
会長 錦織 成史

公文書の非公開決定に係る異議申立てに対する決定について（答申）

平成 19 年 2 月 28 日付け諮問第 150 号で諮問のあった下記の公文書に係る標記の件について、別紙のとおり答申します。

記

「特定の砂防指定地内制限行為許可申請書」のうち「筑紫が丘局近隣承諾（説明）一覧表」

(別紙)

答 申

第1 審査会の結論

「特定の砂防指定地内制限行為許可申請書」のうち「筑紫が丘局近隣承諾(説明)一覧表」に係る部分公開の決定は妥当である。

第2 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、本件対象公文書の公開請求に対して、実施機関が平成18年10月10日付けで行った部分公開決定を取り消し、そのうち「筑紫が丘局近隣承諾(説明)一覧表」(以下「本件公文書」という。)に係る部分を公開するよう求めるものである。

2 異議申立ての理由

異議申立書において述べられた本件異議申立ての理由は、次のとおり要約される。

- (1) 本件公文書は、携帯電話無線基地局設置工事(以下「設置工事」という。)により何らかの影響を受ける周辺住民からの同意を、「利害関係人の同意書」として提出するように兵庫県砂防指定地管理条例、同規則で定めており、極めて公共性の高いものである。また、この文書の最初に特定の自治会長についての記載が含まれているが、当該自治会は地方自治法上の法人であり、極めて高い公共性を持っているので、この文書に「自治会長」と記載する以上は、個人としてではなく、自治会を代表する公人としての情報とみなすべきである。
- (2) 当該公開請求にあたっては、すでに住所・氏名が開示されており、「応対お客様」欄のみが非公開となっている。すでに特定の個人が識別可能である以上、これは非公開の理由に該当しない。
- (3) この設置工事の適切な説明を受け、そのうえで隣接地所有者・近隣住民が同意しても、そのこと自体が「通常他人に知られたくないものである。」と兵庫県の当該機関が判断できるのか、その根拠が全く不明である。
- (4) 対象文書に 一度も説明を受けていない住民、 説明を受けたが、同意していない住民、 そもそもすでに亡くなっている住民の名前が記載されている。

- (5) 地方自治法上の地縁団体としての自治会である法人の適法な決議がないにもかかわらず、その法人等の代表者があくまで個人の意思表示を、その法人名によって行った場合には、行政の判断に著しい齟齬が生じるおそれがある。また兵庫県がこれらの法人代表者による同意文書を公文書とみなし、保有し、かつなんらかの手続きに使用するのであれば、議事録等を提出させ、その議事録が適法なものであるかを確認すべきである。兵庫県は以上を考慮したうえで、公開・非公開を判断すべきである。
- (6) この対象文書は、業者の捏造である蓋然性が極めて高い。兵庫県は、このような疑惑を積極的に解明するためにも、当該文書を全面公開とすべきである。

第3 諮問庁の説明要旨

非公開理由説明書及び意見陳述において述べられた非公開理由は、次のとおり要約される。

1 条例第6条第1号の該当性について

実施機関が非公開とした本件公文書中の「応対お客様」の欄（ 2 に係る部分を除く。）を公表すれば、非公開としなかった部分と照合することにより、許可申請者からの当該設置工事に関する説明に対し、特定の個人がどう対応したのかについて、容易に知ることができることから、その個人に対する一面的な評価につながるおそれがある。

このことから「応対お客様」欄は 2 に係る部分を除き、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであり、許可申請者からの当該設置工事の説明に対し、各人がどう対応したのか、という個人のプライバシーに属する、通常他人に知られたくないと認められる情報が記録されていることから、条例第6条第1号に該当する。

2 条例第6条第2号の該当性について

実施機関が非公開とした本件公文書中の「応対お客様」欄（ 2 に係る部分。）を公表すれば、非公開としなかった部分と照合することにより、許可申請者からの当該設置工事に関する説明に対し、特定の法人がどう対応したのかについて、容易に知ることができることから、その法人に対する一面的な評価につながるおそれがある。

このことから「応対お客様」欄のうち、 2 に係る部分は、法人の経営上の秘密又は内部管理に属する情報であって、公にすることにより法人の公正な事業運営が損なわれると認められるものであることから、条例第6条第2号に該当する。

第4 審査会の判断

1 本件公文書の概要

本件公文書は「特定の砂防指定地内制限行為許可申請書」のうち「筑紫が丘局近隣承諾（説明）一覧表」である。

2 非公開情報該当性について

(1) 条例第6条第1号の該当性について

本件公文書（2に係る部分を除く。）には、設置工事に係る砂防法上の許可申請者が、兵庫県砂防地指定管理規則第3条第8号に定める利害関係を有する者（以下「利害関係者」という。）や近隣の住民等に当該設置工事についての説明をした際に、これらの者の対応の内容が記載されている。このうち、利害関係者については、許可申請時において、これらの者の承諾書を提出することとされているが、制度上仮にそれが提出されなくても、許可が行われるかどうかには決定的な影響を及ぼすものではない。また、利害関係者以外の近隣の住民等については、許可に当たり、そもそも何ら法的な位置づけが与えられておらず、説明や承諾は法的な意味を持たないものである。このことから、非公開とした部分は、説明を受けた者の個人的な考え方が記載されたものであり、通常他人に知られたくないと認められるものとして、条例第6条第1号に該当するものと考えられる。

なお、異議申立人は本件公文書に特定の自治会長についての記載が含まれているが、自治会は極めて高い公共性を有しており、この文書に「自治会長」と記載する以上は、個人としてではなく、自治会を代表する公人としての情報とみなすべきであると主張する。しかし、本件許可に当たって、制度上、自治会長としての承諾は何ら要しないものであるが、許可申請者が、工事の円滑な推進を図る上での社会一般の配慮から、事実上の行為として説明等を行ったものであり、また、本件公文書を作成するに際し、説明を受けた者の分類整理を内部的に行うなかで、各人の法的な位置づけを顧慮することなく、単に「記事」欄に自治会長と記載したに過ぎないものと考えられる。このことから、非公開とした部分に記載されたことがらは、自治会長が個人として答えたものとするのが相当であり、上記結論に影響を及ぼすものではない。

(2) 条例第6条第2号の該当性について

本件公文書（2に係る部分。）には、許可申請者が設置工事について特定の法人に説明した際に、当該法人の対応の内容が記載されている。当該法人は、上記（1）の近隣の住民等と同様、本件許可に当たり、何らの法的な位置づけも持たない者であり、許可申請者が、工事の円滑な推進を図る上での社会一般の

配慮から、事実上の行為として説明等を行ったことに対して答えたものである。このように、特定の法人が他者との協議、調整、交渉等の中で、任意にどのような対応をしたのかという情報は、一般的に当該法人に対する社会的な評価、信用に関わるものと考えられ、これを公開することによって、当該法人の正当な利益を害するおそれがあることから、条例第6条第2号に該当するものと考えられる。

3 以上のことから、「第1 審査会の結論」のとおり判断するものである。

(参考)

審査の経過

年月日	経過
19. 2. 28	・ 諮問書の受領
19. 3. 16	・ 諮問庁の意見書の受領
19. 7. 25 (第187回審査会)	・ 諮問庁の職員から非公開理由の説明を聴取 ・ 審議
19. 8. 28 (第188回審査会)	・ 審議 ・ 答申